

第 1 2 9 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- | | |
|-----------|--|
| 第 4 3 号議案 | 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例） |
| 第 4 4 号議案 | 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 第 4 5 号議案 | 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）） |
| 第 4 6 号議案 | 大型トイレカー取得の件 |
| 第 4 7 号議案 | 神河町監査委員の選任の件 |

神河町告示第110号

第129回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年4月30日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和8年5月8日

2 場 所 神河町役場 議場

3 付議事件

(1) 議長選挙

(2) 副議長選挙

(3) 常任委員会委員の選任

(4) 議会運営委員会委員の選任

(5) 特別委員会の設置及び委員の選任

(6) 一部事務組合議会議員の選挙

(7) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）

(8) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

(9) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第9号））

(10) 大型トイレカー取得の件（財産の取得）

○開会日に応招した議員

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

京 極 歌 織

三 谷 克 巳

鵜 野 義 一

澤 田 俊 一

栗 原 廣 哉

関 口 裕

木 村 秀 幸

小 島 義 次

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

令和 8 年 第129回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 8 年 5 月 8 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 8 日 午前 9 時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 副議長の選挙

追加日程第 2 議席の指定

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

追加日程第 4 会期の決定

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7 特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

・中播北部行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第 9 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件
(神河町税条例の一部を改正する条例)

追加日程第10 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件
(神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程第11 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件
(令和 7 年度神河町一般会計補正予算(第 9 号))

追加日程第12 第46号議案 大型トイレカー取得の件

追加日程第14 第47号議案 神河町監査委員の選任の件

追加日程第13 各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1 番 小 寺 俊 輔

7 番 澤 田 俊 一

2 番 吉 岡 嘉 宏

8 番 小 島 義 次

3 番 松 岡 宣 彦

9 番 関 口 裕

4 番 京 極 歌 織
5 番 三 谷 克 巳
6 番 鵜 野 義 一

10 番 木 村 秀 幸
11 番 安 部 重 助
12 番 栗 原 廣 哉

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 榎 谷 美 幸 主査 鵜 野 雄二郎
副局長 池 内 優 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	中 野 宏 昭
総務課長	高 内 教 男	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事	廣 納 智 彦	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	丸 尾 計 子
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	北 川 由 美
住民生活課長	井 出 博	町参事兼事務長	高 階 正 三
住民生活課参事兼防災特命参事	藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長	平 岡 万寿夫
農林政策課長	前 川 穂 積	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 勲	教育課副課長兼社会教育特命参事	羽 岡 幹 雄
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明		
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事	松 原 良 人		

午前 9 時 0 0 分

○議会事務局長（榎谷 美幸君） 皆様、おはようございます。事務局長の榎谷でございます。本日招集されました第 129 回神河町議会臨時会は、一般選挙後初の議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、安部重助議員が年長者でございますので、臨時の議長への就任をお願いいたします。

安部重助議員を御紹介申し上げ、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（安部 重助君） 皆様、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました安部重助です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、町長から挨拶を受けます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ようやく青葉茂れる好季節を迎え、町内あちらこちらで田植が始まっています。町内の観光施設も多くの観光客でにぎわい、いよいよ行楽シーズン到来といった状況になってまいりました。

本日は、4月19日執行されました神河町議会議員選挙後初めての神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

あわせて、町民からの多くの負託を担ってめでたく御当選されましたこと、改めまして心よりお祝い申し上げます。

本年度の行財政諸般につきましては、3月定例議会におきまして議決をいただいたところでございますが、何と申しましても神河町の最大の課題である人口減少を克服し、いつの時代も世代交代が繰り返される持続可能な神河町をいかに形成するかであります。2050神河将来ビジョン、第2次神河町長期総合計画、第3期地域創生総合戦略を柱に、「交流から関係、そして定住」「変わらない風景を未来の世代へ」、そして「突き抜けよう！かみかわ」を新たなキャッチフレーズに掲げ、全力で突き進んでいかなければなりません。改めて、地域創生、すなわち産官学金労言の連携と協働により、人口減少対策、地域活性化、そのための県、国との協議により、過疎対策事業債、辺地対策事業債等々、各種支援事業を最大限有効活用し、さらに元気な「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町」神河町を創造してまいります。

議員各位におかれましては、何とぞ町民の福祉、町政発展のために格別の御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、本日は、専決処分の承認3件と大型トイレカー取得の4件を提案させていただいております。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（安部 重助君） 町長の挨拶は終わりました。

ここで議員並びに町執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、議員から議席順に自席でお願いいたします。

それでは、1番、小寺議員。

○議員（1番 小寺 俊輔君） 1番、小寺俊輔です。寺前区在住になります。4期目です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡嘉宏です。大河区に住んでおります。3期目になります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 松岡議員。

○議員（3番 松岡 宣彦君） 松岡宣彦です。2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 京極議員。

○議員（4番 京極 歌織君） 4番、京極歌織です。大川原区に住んでおります。新人議員です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（5番 三谷 克巳君） 5番、三谷でございます。4年ぶりにこの席に座りまして、非常に緊張してます。上手にしゃべれるかどうか、ちょっと心配しているところです。

この前、役場OBの方とお話をしましたら、三谷さんは重箱の隅をつつくような細かい質問をされますいうて、そういう話を聞きました。かなり皆さんに嫌われていたというのか、そういう感じがします。しかし、私は、物事の本質というんですか、大事な部分はどんどん細かくても質問しますので、お許しをいただきたく思います。できるだけ優しく穏やかに質問しますので、お付き合いのほど、よろしくお願い申し上げまして、私の自己紹介とします。ありがとうございます。

○臨時議長（安部 重助君） 鵜野議員。

○議員（6番 鵜野 義一君） 6番、鵜野義一です。私は野村区在住で、76歳です。身長が159センチ、体重が53キロです。何も町のこと分かりませんが、これから頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） おはようございます。7番、澤田俊一です。福本区在住、3期目です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（8番 栗原 廣哉君） 栗区在住の栗原廣哉でございます。3期目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 関口議員。

○議員（9番 関口 裕君） 山田在住の関口裕です。新人です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 改めまして、おはようございます。10番、木村秀幸です。寺前区在住です。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（11番 小島 義次君） 11番、小島義次です。3期目になります。寺前区在住です。よろしくお願いします。

○臨時議長（安部 重助君） 12番、安部重助でございます。長年の議員活動と同様ですけれども、しっかりと務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で議員の自己紹介が終わりました。

続いて、町執行部の自己紹介をお願いいたします。

まず、町長、副町長、教育長からお願いします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 改めまして、神河町長、山名宗悟でございます。現在5期目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 副町長の前田義人でございます。3期目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 中野教育長。

○教育長（中野 憲二君） 教育長の中野でございます。生涯学習、それから子供たちをめぐる教育ということに全力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 次に、会計管理者から順番にお願いします。

○会計管理者兼会計課長（北川 由美君） 会計管理者兼会計課長の北川由美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課長の中島宏之と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（高内 教男君） 総務課長の高内教男です。どうぞよろしくお願いします。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課参事兼財政特命参事の廣納智彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○地籍課長（中野 友純君） 地籍課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋啓明と申します。よろしくお願いいたします。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事の松原良人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課長の藤原寿一です。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

○農林政策課長（前川 穂積君） おはようございます。農林政策課長の前川穂積でございます。中村在住です。長い話が苦手です。よろしくお願いします。

○農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事（岩田 勲君） 農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事の岩田勲でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 教育課長、お願いします。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課長兼給食センター所長の児島浩司でございます。どうぞよろしくお願いします。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院副院長兼事務長の高階正三です。今年3年目になります。どうぞよろしくお願いします。

○病院総務課長兼施設課長（平岡万寿夫君） 病院総務課長の平岡万寿夫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。ちょっと風景も変わったなというふうに思っておりまして、改めて職責に向かって頑張りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課副課長兼社会教育特命参事の羽岡幹雄と申します。よろしくお願いします。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課長の藤原栄太と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（丸尾 計子君） 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事の丸尾計子と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課長の中野宏昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課長の井出博と申します。よろしくお願いします。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課参事兼防災特命参事の藤原一宏でございます。どうぞよろしくお願いします。

○臨時議長（安部 重助君） 事務局、お願いします。

○議会事務局長（榎谷 美幸君） 議会事務局長の榎谷美幸でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 以上で議員並びに町執行部の自己紹介を終わります。

午前9時12分開会

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第129回神河町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 仮議席の指定

○臨時議長（安部 重助君） 日程第１、仮議席の指定でございます。

仮議席は、ただいま御着席の議席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、仮議席は、ただいま御着席の議席と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前９時１３分休憩

午前９時１６分再開

○臨時議長（安部 重助君） 再開します。

日程第２ 議長の選挙

○臨時議長（安部 重助君） 日程第２、議長の選挙でございます。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

吉岡議員、栗原議員。

ただいま立候補の意思表示という意見がありましたが、立候補の意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

立候補される方の意思表示をお願いいたします。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、１２名の議員全てにございます。

立候補の意思表示は、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。立候補の意思表示は、仮議席の順番で行っていただくことに決定しました。

立候補される方は起立願います。

御着席ください。

それでは、仮議席の順により、吉岡議員から演壇をお願いいたします。

吉岡議員。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） 町議会議員、吉岡嘉宏でございます。このたび神河町議

会議長に立候補いたします。立候補するに至った私の考えを議員の皆様にお伝えし、私に貴重な一票を投じていただきますよう訴えをさせていただきます。

神河町は、平成17年11月に旧神崎町と旧大河内町の2町合併により誕生しました。その際の人口は約1万3,000人でした。現在の人口は1万人を切りました。このことは、皆様御存じのとおり、全国的な傾向として少子高齢化が進んだ結果であります。このような人口減少社会の中で、我が神河町は県下41市町ある中の最少人口の自治体ではありますが、ほかの市町にはない総合病院の経営、ケーブルテレビ事業、地籍課を設置してのなじみはないですが重要な地籍事業と、小さくてもきらりと光る行政運営を行っています。

私は、自分の会報、ニュースですね、をしながら、配付をしながら、住民の声を聞き、行政とのパイプ役に努めております。人口が減っても、この町で生まれ、この町で育った神河町民は、ここで生きていくしかありません。町は、地元米を小・中学生に1人30キログラム支給するなどの子育て世帯支援策や町独自施策を次々と打ち出し、神河町存続のため知恵を絞っている姿勢に、議員の立場で言うべきところは言い、改める点は指摘する立場で議会活動をしてまいりました。私もこの大好きな神河町の存続と発展のため、町執行部と大いに議論し、よいことはよい、よくないことはよくないという姿勢で切磋琢磨していく所存です。

また、この間、議会改革の取組で小寺委員長と澤田議長を中心に議会のあり方ゼミナール開催など、町民に議会のことを知ってもらい、共に考え合う貴重な経験をしてまいりました。このことは今回の無投票阻止に至った要因の一つではないかなと私は思っています。しかし、報酬審議会では議員の姿が見えないという理由で報酬アップの点につきましては継続協議になりました。この町議選を通じ感じたことでありますが、町民は議員の存在力に期待していると感じました。町民と触れ合い、町民と共にある議員活動の活性化に取り組み、議員同士が切磋琢磨し合う議会改革を目指します。

どうぞ議員の皆様、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○臨時議長（安部 重助君） 続いて、栗原議員、演壇でお願いいたします。

○議員（8番 栗原 廣哉君） 改めまして、おはようございます。立候補しました8番、栗原でございます。

まず、現在の神河町は、少子高齢化が進み、税収が減っておりますが、令和8年度一般会計予算は111億円と積極財政を組んでおります。この予算の中で、公債費、人件費を合わせると28億円となります。今後のごみ処理場の建設、中播消防署の建設、神崎体育センターの解体等の事業費を加えれば、数年後には非常に厳しい財政状況になってきます。また、神崎総合病院は、地域にとってなくてはならない病院ではありますが、現状の運営では一、二年で経営が破綻するおそれが強く、早急に縮減していく必要があります。

このような現状の中、二代表制の一翼を担う議会としましても、地域経済の回復や

住民福祉の向上を図るため、町長はもちろん、他市町の首長並びに他議会の議員とも連携を図り、お互いに知恵を出し合い、積極的に財源確保のために県や国に足を運ぶことが必要であると思います。私自身、機会あるごとに積極的に足を運んで財源確保に努めていきたいと考えております。

また、病院について、先日、他の病院関係者から神崎総合病院と病床数が同じ加東市民病院の経営について話を聞いたところ、断らない診療ということで、日中であろうと深夜であろうと救急患者の受入れをしているとのことでありました。この病院の医師は10名であり、全員が交代で当直をしておられ、近隣の北播磨総合医療センターと西脇病院と信頼のある連携を取られており、救急患者を全てどちらかの病院に引き受けてもらう、そのような制度になっておるそうです。当然、救急処置が終わり、病状が安定すれば、再び加東市民病院のほうに戻ってくるそうです。神崎総合病院にあっても、現在は兵庫県立はりま姫路総合医療センターとの連携はできつつあるようなので、他に連携のできる病院が増え、断らない診療を実現し、その上で縮減を図ることができれば、破綻は避けられるのではないかと思います。

次に、議会改革の継続であります。これからの議会のため、また成り手不足解消と若手の登用のため、これまで議会改革を進めてきましたが、報酬審議会で議会の活動が見えないとの理由で保留され、志半ばの状況にあります。今後の町政のためにも若手議員の登用を図り、新しい風を呼び込むためにも、議会改革の継続は必要であると思います。

今申し上げましたとおり、現在の神河町の財政には非常に厳しいものがありますが、二元代表制である町長と議会が知恵を出し合い、信頼ある関係をつくって町政を進めていかなければならないと考え、このたび議長に立候補させていただきました。どうかよろしく願います。

○臨時議長（安部 重助君） 立候補の意思表示が終わりましたので、事務局長に選挙の方法を説明させます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時27分休憩

午前9時41分再開

○臨時議長（安部 重助君） それでは、再開いたします。

先ほどの小島議員の質問でございますけれども、一応有効投票数は全て報告させてもらうということで御理解いただきたいと思います。

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、小寺議員、3 番、松岡議員、2 名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に 1 番、小寺議員、3 番、松岡議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（安部 重助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（安部 重助君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	小寺	俊輔君	2 番	吉岡	嘉宏君	3 番	松岡	宣彦君
4 番	京極	歌織君	5 番	三谷	克巳君	6 番	鶴野	義一君
7 番	澤田	俊一君	8 番	栗原	廣哉君	9 番	関口	裕君
10 番	木村	秀幸君	11 番	小島	義次君	12 番	安部	重助君

○臨時議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 投票漏れないものと認めます。投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。1 番、小寺俊輔議員、3 番、松岡宣彦議員、立会いを願います。

〔開 票〕

○臨時議長（安部 重助君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（榎谷 美幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票、有効投票 1 2 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、栗原議員 8 票、吉岡議員 4 票。以上のとおりでございます。

○臨時議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、栗原廣

哉議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいま議長に当選されました栗原廣哉議員が議場におられますので、本席より告知いたします。

栗原廣哉議長、議長当選の挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（8番 栗原 廣哉君） このたび議長に選出されました栗原でございます。議長としてはまだまだ新米で、何も分かりませんが、皆さんの御協力を得て、議事を円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 議長の挨拶は終わりました。

以上で臨時議長としての職務は終わりました。

初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、議員皆様方の御協力のたまものと深く感謝いたします。本当にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩します。

午前 9時59分休憩

.....
午前10時02分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

.....
○議長（栗原 廣哉君） ここでお諮りします。お手元に配付しております議事日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議事日程第1号の追加1を本日の日程に追加することに決定しました。

これより議事日程第1号の追加1に入ります。

.....
追加日程第1 副議長の選挙

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第1、副議長の選挙でございます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

立候補もしくは推薦等の意見はございませんか。

12番、安部議員。

○議員（12番 安部 重助君） 安部です。私、副議長の選挙に立候補いたします。

○議長（栗原 廣哉君） ほかにございませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見がありましたが、立候補の意思表示することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。

立候補される方の意思表示をお願いします。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、議長を除く議員全てでございます。

立候補の意思表示は、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。立候補の意思表示は、仮議席の順番で行っていただくことに決定しました。

立候補される方、起立願います。

御着席ください。

それでは、仮議席の順により、安部議員から演壇をお願いします。

安部議員。

○議員（12番 安部 重助君） 私、安部重助、このたびの副議長選挙に立候補させていただきました。栗原新議長をしっかりとサポートしながら務めてまいりたいと思います。

また、議員各位との調和を大切に、議会のあるべき姿、意思決定や問題解決にしっかりと機能するような議会づくりに頑張りたいというふうに思いますので、どうか皆様方の御支援、よろしくお願いいたしまして、表明とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 立候補の意思表示が終わりました。

それでは、議長選挙と同様の手順で副議長の選挙に入ります。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。事務局、出入口閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長（栗原 廣哉君） ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、吉岡議員、4番、京極議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 異議ないものと認めます。よって、立会人に2番、吉岡議員、4番、京極議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局、投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（栗原 廣哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（栗原 廣哉君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	小寺 俊輔君	2 番	吉岡 嘉宏君	3 番	松岡 宣彦君
4 番	京極 歌織君	5 番	三谷 克巳君	6 番	鶴野 義一君
7 番	澤田 俊一君	9 番	関口 裕君	10 番	木村 秀幸君
11 番	小島 義次君	12 番	安部 重助君	8 番	栗原 廣哉君

○議長（栗原 廣哉君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 投票漏れないと認めます。投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。2 番、吉岡議員、4 番、京極議員、立会をお願いします。

〔開 票〕

○議長（栗原 廣哉君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（榎谷 美幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 10 票、無効投票 2 票。

有効投票のうち、安部議員 9 票、三谷議員 1 票。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、安部議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（栗原 廣哉君） ただいま副議長に当選されました安部議員が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

安部副議長、副議長当選の挨拶を演壇でお願いします。

○議員（12 番 安部 重助君） 私、副議長に当選させていただきました安部です。座右の銘は「一生懸命」でございます。一生懸命に議長を補佐しながら、議員各位と仲よく議会活動に務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 副議長の挨拶が終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 44 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第 2 議席の指定

○議長（栗原 廣哉君） 議席の指定でございます。

議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長から指定いたします。

1 番議席、小寺俊輔議員、2 番議席、吉岡嘉宏議員、3 番議席、松岡宣彦議員、4 番議席、京極歌織議員、5 番議席、三谷克巳議員、6 番議席、鵜野義一議員、7 番議席、澤田俊一議員、8 番議席、小島義次議員、9 番議席、関口裕議員、10 番議席、木村秀幸議員、11 番議席、安部重助議員、12 番議席、栗原廣哉。

ただいまのとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第 3、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名します。

1 番、小寺俊輔議員、2 番、吉岡嘉宏議員、以上 2 名を指名します。

追加日程第 4 会期の決定

○議長（栗原 廣哉君） 次に、会期の決定でございます。追加日程第 4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 50 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第 5、常任委員会委員の選任を議題とします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

総務文教常任委員会の委員に、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、京極歌織議員、三谷克巳議員、鶴野義一議員、小島義次議員、木村秀幸議員、以上 8 名。民生福祉常任委員会の委員に、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、三谷克巳議員、鶴野義一議員、澤田俊一議員、関口裕議員、安部重助議員、以上 7 名。産業建設常任委員会委員に、小寺俊輔議員、京極歌織議員、澤田俊一議員、小島義次議員、関口裕議員、木村秀幸議員、安部重助議員、以上 7 名。以上のとおり各常任委員会の委員に指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 21 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされていますので、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に木村秀幸議員、民生福祉常任委員会の委員長に三谷克巳議員、副委員長に澤田俊一議員、産業建設常任委員会の委員長に小寺俊輔議員、副委員長に小島義次議員、以上のとおりそれぞれ互選されていますので、御報告申し上げます。

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第 6、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、三谷克巳議員、澤田俊一議

員、安部重助議員、以上５名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました５名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前 １１時 ５０分休憩

午前 １１時 ５６分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされていますので、御報告申し上げます。

委員長に澤田俊一議員、副委員長に吉岡嘉宏議員、以上のとおり互選されていますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩します。

午前 １１時 ５６分休憩

午後 １時 ００分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第７ 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第７、特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

特別委員会の設置については、広報公聴活動調査特別委員会、人権文化推進特別委員会、以上、２つの特別委員会の設置要綱（案）をお手元に配付いたしております。

お諮りします。広報公聴活動調査特別委員会を設置要綱（案）のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱（案）のとおり、広報公聴活動調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いてお諮りします。人権文化推進特別委員会を設置要綱（案）のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱（案）のとおり、人権文化推進特別委員会を設置することに決定しました。

続いて、ただいま設置いたしました特別委員会委員の選任を行います。

選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、吉岡嘉宏議員、京極歌織議員、鶴野義一議員、小島義次議員、関口裕議員、木村秀幸議員、以上 6 名。人権文化推進特別委員会の委員に、小寺俊輔議員、松岡宣彦議員、三谷克巳議員、澤田俊一議員、安部重助議員、以上 5 名。以上のとおり各特別委員会の委員に指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっていますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時 0 3 分休憩

午後 1 時 1 1 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に関口裕議員、副委員長に鶴野義一議員、人権文化推進特別委員会の委員長に松岡宣彦議員、副委員長に安部重助議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

追加日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第 8、一部事務組合議会議員の選挙であります。

これより中播衛生施設事務組合議会議員及び中播北部行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、地方自治法第 118 条第

2 項の規定により、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に三谷克巳議員と私の 2 人、中播北部行政事務組合議会議員に安部重助議員と三谷克巳議員と私の 3 名、以上のとおり指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、中播衛生施設事務組合議会議員に三谷克巳議員と私が、中播北部行政事務組合議会議員に安部重助議員、三谷克巳議員と私が当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので、告知いたします。

ここで暫時休憩します。再開を 13 時 45 分とします。

午後 1 時 14 分休憩

午後 1 時 45 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

○議長（栗原 廣哉君） このたび議長の大役を任せられました栗原廣哉でございます。私が一番大切にしたいのは、信頼関係の構築です。信頼を得るためには、まず説明し、納得を得ることが必要です。住民を信頼し、行政を信頼し、同僚議員を信頼することから円滑な議会運営が可能になると信じております。

次に、連携であります。決められた財源の中での仕事しかできないのが現状です。この現状を打破するためには、町長はもちろん、他市町の首長並びに他議会の議員との連携を図り、お互いに知恵を出し合い、積極的に財源確保のため県や国に足を運ぶことが必要であると思いますので、私自身、積極的に足を運ぶ決意であります。

まだまだ議長としては新米であり、議事の進行も不十分であると思いますが、全力で頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議会構成を発表させていただきます。

副議長に安部重助議員、総務文教常任委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に木村秀幸議員、民生福祉常任委員長に三谷克巳議員、副委員長に澤田俊一議員、産業建設常任委員長に小寺俊輔議員、副委員長に小島義次議員、議会運営委員長に澤田俊一議員、副委員

長に吉岡嘉宏議員、広報公聴活動調査特別委員長に関口裕議員、副委員長に鶴野義一議員、人権文化推進特別委員長に松岡宣彦議員、副委員長に安部重助議員、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

これより議案の審査に入ります。

追加日程第9 第43号議案

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第9、第43号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）でございます。令和8年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令が令和8年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、神河町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島でございます。それでは、第43号議案の詳細説明を申し上げます。

最終ページに近い45、46、47ページに参考資料として改正の概要をつけております。47ページを御覧ください。条項別に改正項目を分け、色づけをしております。改正内容としましては、一番下に凡例をつけておりますが、クリーム色は軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもの、水色は町民税関係の改正に伴うもの、茶色は固定資産税の改正に伴うものでございます。色づけしてない部分は法律改正に合わせた文言や項ずれによる規定の整備等で、課税に関係しないものとなりますので、新旧対照表と併せて御覧いただきたいと思います。また、47ページの改正の概要と併せまして、重要な改正につきましては、その改正に至りました背景や何のために改正されるのかという部分も

含めて御説明いたします。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、11ページをお願いします。まず、第18条の3及び第19条第1項は軽自動車税環境性能割の廃止によるものです。軽自動車環境性能割の廃止につきましては、米国関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、軽自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するために、令和8年3月31日をもって廃止するものです。主に種別割から軽自動車税への文言の改正、関連条文の削除でございます。

12ページ、第33条は、特定大口株主、特定大口株主とは上場会社の株式と自己の同族会社合計で3%以上保有する株主でございますが、配当等を特定配当等へ追加したもので、これまで住民税が特別徴収されていなかったものが5%源泉徴収されるものです。

次に、第34条の7は復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴うものです。復興特別所得税は10年間の延長、税率2.1%から1.1%へ引下げになりますが、新たに防衛特別所得税1%創設により、実質現在の2.1%維持となります。

次に、36条の2及び14ページの第36条の3の2は項ずれを反映したもので、第36条の3の3は公的年金受給者の扶養親族等の申告書の提出義務の範囲の見直しによる改正です。令和7年度の税制改正に伴い、令和8年分より源泉徴収を要しない公的年金等の額が65歳以上の年金額80万円未満から127万円未満へ改正されるため、例年扶養親族等申告書が送られていたものが、令和8年分以降、扶養親族等申告書は送付されない場合がございます。

17ページをお願いします。第63条は固定資産税の免税点に係るものですが、課税標準額の非課税になる額が、家屋が現行20万円を30万円に、償却資産が現行150万円を180万円にそれぞれ引き上げるものでございます。土地についての改正はありません。

ページを飛ばしますが、45ページの表をもう一度お願いいたします。表の中ほどでございますが、クリーム色で着色のしている部分でございます。第80条第1項から下から2段目の第91条第2項、第7項までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。もう一度17ページに戻りますが、第80条から23ページの第91条までは種別割から軽自動車税への文言の改正及び様式の改正等でございます。

次に、24ページの附則第6条は、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制のことですが、適用期限の延長及びインフルエンザの検査薬等が追加されるなど対象範囲の拡充の改正でございます。

25ページをお願いします。次に、住宅借入金等特別税額控除についてですが、附則第7条の3は平成28年から令和7年末までの居住を対象にしていた法附則第5条の4の削除に伴うもので、繰上げをしております。繰り上げ後の附則第7条の3は、適用期限を令和12年入居分まで5年間延長することや、認定長期優良住宅、認定低炭素

住宅など省エネ住宅を新築する場合の子育て世帯への上乗せの措置を規定しております。

次に、ページの下半分のところになります。附則第7条の4及び26ページの附則第9条の2、寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税に関する改正でございますが、高所得者における控除額の上限を設けるものでございます。簡単に申しますと、現在、個人住民税の所得割の2割が上限となっておりますが、所得が高くなればなるほど上限額が高くなる構図となっており、それに対応するため、193万円を定額上限として新たに設けるものでございます。この改正につきましては、令和9年寄附分からの適用で、令和10年度の住民税に反映されます。

次に、26ページ、附則第8条は法附則第5条の4の削除に伴うもので、肉用牛の売却による事業所得に係る個人住民税の課税の特例の適用期限3年延長されるものでございます。

次に、27ページの附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置といいまして、いわゆるわがまち特例のことですが、これは地方税法附則第15条等で定められている固定資産税等の課税標準の特例の割合を参考にして、各市町村が地域の実情に応じた割合を定めております。27ページの下の方、第10項ですが、3分の2から割合を2分の1に変更していきまして、同様に28ページの16項まで割合を変更しております。

次に、29ページの附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正でございます。

31ページの中ほど、16号の改正ですが、バリアフリー化を後押しする観点から、もともと対象が劇場や音楽堂であったものを拡大しまして、特別特定建築物、これは高齢者や障害者が利用する建築物で、移動に対して円滑化が必要な施設、例えば老人ホームとか福祉ホームになりますが、国の補助を受けたバリアフリー改修工事が行われた場合、1年間の税額を3分の1に減額するものでございます。

32ページの附則第15条の2から35ページの附則第16条の2まで、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。主に文言の改正でございます。

47ページの表をもう一度お願いいたします。一番上の附則第16条の3から一番下の附則第20条の3までは町民税の改正に伴うものでございます。37ページに戻りまして、下の方、附則第17条の2ですが、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、個人住民税の税率を5%から4%へ軽減するものでございます。

40ページの附則第19条の3です。特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございます。現行につきましては、雑所得として総合課税が適用され、最高55%の累進課税率が適用されていましたが、改正により所得税15%・住民税5%申告分離課税が導入されます。前に戻りますが、8ページの改正文の真ん中辺り、第1条第1項第4号、表示は(4)ですが、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律が5月8日時点で閣議決定されておられませんので、法律番号

を空欄としております。法律番号が分かった後で、正誤、正しいと誤りですが、それにより番号を埋める処理とし、番号を入れた上で報告いたしたいと思います。

なお、この条例は、一部を除きまして、令和8年4月1日から施行するものでございますが、各条文の施行期日は附則において定められているところでございます。

以上、第43号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。今の新旧対照表の17ページ、ペーパーの17ページの第63条で固定資産税の免税点の引上げがあります。家屋で10万円、償却資産で30万円の税額ですので、これの税率1.4%にするとそんなに大きな額じゃないのかもしれませんが、令和8年度の当初予算への影響額、今試算されてる分への影響額、それと軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに対しての当初予算で積算された部分への影響額が分かれば教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 固定資産税の当初予算額が11億9,000万円ほどでございます。現在、この資料につきまして、計算等をしておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。やっぱりこういう税制改正があったらね、税収を担当する課としては、それぞれの税改正によって影響額がどれほどあるのか、かなり大きな額があるのであれば、6月の補正も考えなあかん状況というのは当然想定せなあかんと思うんです。そういうことを想定してほしいということをお願いしておきます。次の常任委員会までに今回のそれぞれの、住民税は恐らく来年度への影響やと思うんですけども、軽自動車税と固定資産税については今年度の税額から私は影響してくるんじゃないかと思いますので、それぞれの影響額を調べていただいて、常任委員会での報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 申し訳ございません。常任委員会のほうで報告させていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第43号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第10 第44号議案

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第10、第44号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。令和8年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） それでは、第44号議案の詳細説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税につきましては、厚生労働省による医療保険制度改革骨子により、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされたことを踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中間所得者の負担の軽減を図るため、課税限度額の引上げとなります。加えて、令和8年度から国が進めるこども・子育て支援加速化プランの財源を確保するため、子ども・子育て支援金制度が導入されています。また、同時に、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者の救済のため、世帯の所得が一定以下の場合は軽減することとしております。

以上の2点が主な改正内容となります。

それでは、新旧対照表により説明いたします。51ページを御覧ください。第2条第2項について、基礎課税額、医療保険分ですが、66万円から67万円へ引き上げ、同条第5項において、子ども・子育て支援納付金課税の課税限度額は3万円です。全体の賦課限度額は令和7年と比べて4万円上がり、113万円となりました。

52ページをお願いします。次に、21条につきまして、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得についての見直しです。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乗じる所得額の変更でございます。52ページの21条第1項第2号中の5割軽減世帯につきましては30万5,000円から31万円に、54ページの第3号中、2割軽減世帯につきまして、56万円から57万円に引き上げるものでございます。

56ページの同条第3項第8号及び同項第9号について、条文の削除漏れがありましたので改正しております。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

また、最終ページ、58ページに改正概要をつけさせていただいておりますので、参考に見ていただきたいと思います。

以上、第44号議案の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。この国民健康保険税条例の改正についても、先ほどの地方税法の改正と同様に、影響額ですね、第2条第2項については恐らく増額の要因があって、第21条第1項については減額になる要因があると思うんですけども、それぞれの影響額が分かれば教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島です。影響額の試算でございますが、限度額の超過額につきましては、86万4,407円増額になると試算しております。以上でございます。（「軽減のほうはどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（栗原 廣哉君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 7割軽減、それから5割、2割の軽減額がありますが、軽減額の合計につきましては、263万9,150円を影響額にしております。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第４４号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第４４号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第１１ 第４５号議案

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第１１、第４５号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和７年度神河町一般会計補正予算（第９号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第４５号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和７年度神河町一般会計補正予算（第９号））でございます。令和８年３月３１日に地方自治法第１７９条第１項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第８号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

歳入歳出予算の補正の主なものは、歳入では、地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとして、額の確定によりそれぞれ増額いたしております。また、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

次に、歳出では、公共施設維持管理基金積立金、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金返還金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ５,５７９万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０６億２４９万５,０００円としたものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

廣納総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課、廣納でございます。それでは、第４５号議案の詳細につきまして、御説明をいたします。

タブレット６９ページをお願いいたします。事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、２、歳入です。２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税は３５万５,０００円の増額で、揮発油税収入額の全額が都道府県、市町村に譲与されるもので、４２％が市町

村道の延長、面積により案分され交付されます。確定額は1,625万5,000円でございます。2項自動車重量譲与税は141万3,000円の増額で、自動車検査証の交付時に自動車の重量により課税され、自動車重量税収入額の1000分の407が市町村に交付されるものです。確定額は5,401万3,000円でございます。3項森林環境譲与税は243万9,000円の増額で、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、その収入額に相当する額が地方公共団体に譲与されるものです。確定額は7,479万2,000円でございます。

3款利子割交付金は155万円の増額で、預貯金の利子5%分が県民税利子割として課税されており、その収納額から事務費相当分を控除した残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じて交付されるものです。確定額は245万円でございます。

4款配当割交付金は492万8,000円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は507万7,000円の増額で、ともに上場株式の配当及び譲渡益に対してそれぞれ5%分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税されるもので、市町への交付割合は利子割交付金と同様であります。確定額につきましては、配当割交付金が1,562万8,000円、株式等譲渡所得割交付金が2,367万7,000円でございます。

6款ゴルフ場利用税交付金は112万9,000円の増額で、ゴルフ場の利用税として県民税が課税されており、その10分の7に相当する額が市町に交付されるものであります。確定額は772万9,000円となっております。

続いて、70ページをお願いいたします。7款法人事業税交付金は67万1,000円の増額で、法人事業税額の7.7%に相当する額が市町に交付されるものであります。確定額は2,097万1,000円でございます。

8款地方消費税交付金は1,669万6,000円の増額で、標準税率10%、軽減税率8%のうち、地方消費税の2分の1が人口等により市町村に交付されるものです。確定額は、地方消費税交付金1億2,120万円、社会保障財源交付金1億5,449万6,000円の合計2億7,569万6,000円となっております。

9款環境性能割交付金は350万1,000円の減額で、自動車の取得時に県税として課税され、収入額の95%のうち47%相当額が市町の道路の延長、面積で交付されるものであります。確定額は1,449万9,000円でございます。

10款地方特例交付金、住宅借入金特別税額控除減収補てん特例交付金は、定額減税、個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の減収分を補填するもので、92万3,000円の減額で、確定額は537万7,000円であります。定額減税減収補てん特例交付金は、令和6年度に実施されました個人住民税の定額減税による減収分を補填するものであり、令和7年度にはその減収補填分の精算が行われ、7万8,000円の交付があったところであります。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は71万2,000円の減額で、地方税法附則の規定による課税標準の特例により、都道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合に、当該

減収額を補填するものであります。確定額は188万8,000円でございます。

11款地方交付税です。1億3,342万4,000円の増額です。これは特別交付税でありまして、普通交付税では捕捉されない特別の財政事情に対して交付されるものであります。交付額は6億3,342万4,000円でございます。普通交付税33億9,990万4,000円と合わせ、地方交付税総額は40億3,332万8,000円となったところであります。

令和7年度の特別交付税につきましては、昨年度と比較いたしますと1,664万7,000円の増額となっております。兵庫県内の町分の交付総額が54億3,170万円、前年度比で4.4%の増となっているところであります。当町を見てみますと、12月交付が対前年度比9.5%、1,330万2,000円の増額の1億5,307万4,000円が交付され、主な増加要因といたしましては、地籍調査経費の増額であります。3月交付分につきましては、対前年度比0.7%、334万5,000円増額の4億8,035万円となっております。除排雪経費でありますとか、地方バスに係る経費などが算入をされているところであります。特殊事情といたしましては、特殊事情の協議においては特に病院の運営・経営改善の取組について協議をいただきまして、そういった取組が評価をいただいているものと分析をしているところでございます。

12款交通安全対策特別交付金は3万8,000円の減額で、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資に、市町村の交通事故件数により交付されるものであります。確定額は156万2,000円でございます。

続いて、71ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は18万円の増額で、市町村振興支援交付金の確定によるもので、確定額は677万6,000円、充当事業につきましては、コミュニティバス運営事業、路線バスのコミュニティ料金化等に係る経費でございます。4目農林業費県補助金は1万7,000円の増額で、確定額は62万6,000円、充当事業は、鹿、イノシシの捕獲、猿の監視及び捕獲等の有害鳥獣対策に係る経費でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は1億893万8,000円の減額で、今般の補正の財源調整のため減額をさせていただくものです。補正後の財政調整基金残高は19億127万8,000円となっております。

21款諸収入、5項雑入であります。市町村振興交付金が194万8,000円の増額で、市町村の振興のため、市町村振興宝くじの収益金が交付されるもので、額の確定により増額をさせていただいております。確定額の内訳といたしましては、市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボ交付金ですね、が440万7,000円、市町村振興宝くじ、サマージャンボ交付金が901万4,000円の合計1,342万1,000円となっているところでございます。

続いて、72ページ、歳出をお願いいたします。歳出につきましては、2款の総務費、1項総務管理費、財産管理費におきましては、公共施設の維持管理基金積立金5,568

万5,000円を増額で、補正後の基金残高は4億4,495万6,000円となっております。8目諸費は、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金返還金10万8,000円の増額で、令和6年度繰越事業分の重点支援地方交付金の精算により返還するものであります。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第12 第46号議案

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第12、第46号議案、大型トイレカー取得の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、大型トイレカー取得の件でございます。

本件は、災害時の避難所における衛生環境の向上と併せ、平時においても防災訓練等での活用を通じて住民の防災意識の醸成を図ることを目的に大型トイレカーを購入するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入する大型トイレカーの仕様につきましては、洋式トイレを5室備え、そのうち1室は電動リフトを装備した多目的トイレとしており、誰もが安心、快適に利用できる環境を確保しております。契約の金額は税込み3,410万円、契約の相手方は、有限会社西垣消防器具製作所、納車期限は令和9年3月26日までとしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。詳細説明に先立ちまして、資料の訂正をいたしましたので、御確認をお願いしたいと思います。附属説明書 3 ページの 2、シャシー、(1)型式の括弧書きの記載に誤りがございました。これにつきましては、赤字で修正し、正しいものに差し替えをさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、第 46 号議案の詳細説明を申し上げますので、2 ページを御覧ください。

本案は、災害時における避難所の衛生環境の改善、充実を図るため、大型トイレカーを取得しようとするものでございます。

入札の状況でございますが、令和 8 年 4 月 27 日月曜日、神河町役場 3 階第 3 会議室において入札を執行しました。入札予定価格は消費税及び地方消費税を除いた額として 3,138 万 7,000 円、応札業者並びに入札金額は記載のとおりでございまして、有限会社西垣消防器具製作所が 3,100 万円で落札をいたしました。これに伴う契約金額につきましては、入札書記載金額に 10%の消費税及び地方消費税を加算した額 3,410 万円とするものでございます。

次に、大型トイレカーの主な仕様について御説明をいたします。3 ページを御覧ください。

大便器は全て手洗いつきの洋式温水洗浄便座としており、男性用は大便器 2 基、小便器 1 基、女性用は大便器 2 基、多目的トイレにつきましては、大便器 1 基、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーキープ、エアコン、さらには車椅子用のリフトを備えております。なお、便槽タンクは 960 リットル以上の容量を確保することとしており、最大で 1,000 回程度の使用が可能となっております。

なお、納車期限につきましては、令和 9 年 3 月 26 日としております。

以上で第 46 号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7 番、澤田議員。

○議員（7 番 澤田 俊一君） 7 番、澤田です。質問回数が限られてますので、5 点ばかりまとめてお伺いしたいと思います。

先ほど説明がありましたが、3 ページのメーカーですね、括弧書きで同等品可となっておりますけども、実際に契約しようとするメーカー、車種はいすゞの elf のこの形式のままでしょうかということがまず 1 点目です。

2 点目は、この大型トイレユニットを含めた車体の総重量は何トンなんだろうかとということが 2 点目です。

そして、その車両総重量数に合わせたこれに必要な運転免許証の種類を教えてください。

4点目が、車体はいすゞのエルフという指定がありますがけれども、大型トイレユニットのメーカーですね、例えば株式会社モリタとか、株式会社モンテリオンとかというのがあると思うんですけども、この大型トイレユニットのメーカーを教えてください。

最後に、この車種の車の登録のナンバーは、特殊用途自動車である登録ナンバー8ナンバーで登録されるのかどうか。

この5点について教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、澤田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在予定しております、まず第1点目のメーカー、型式は同じかという御質問でございますけれども、一応いすゞエルフが確保できるようなことを聞いております。

それから、総重量でございますけれども、おおむね3トントラックベースを考えております。したがって、トン数につきましては、おおむね5.8トンから6トン程度になるかと思っております。

したがって、3点目の御質問の免許の種類はどうなるのかということでございますけれども、現制度の免許でいきますと、3.5トン以上7.5トン未満の車両総重量が運転できる免許ということになりますので、準中型免許が必要になってございます。

なお、この準中型免許でございますけれども、役場の職員でいきますと、現在、40歳より年齢が上の者が恐らく普通免許を取ったときには準中型の8トンが乗れる免許を取得しておるものと思います。

それから、続きまして、トイレユニットのメーカーでございますけれども、一応落札業者につきましては、株式会社モリタの代理店となっております。

それから、最後の御質問、登録のことでございますけれども、トイレカーはふん尿車の登録とするということで、8ナンバーになると思います。

以上、澤田議員の御質問への答えとさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。それぞれ回答を聞きました。よく分かりました。

その上でなんですけれども、私自身も昭和の人間ですので中型免許の8トン限定という免許を持ってるんですけども、管理職の皆さんの中でも普通免許で取得されたけども、いわゆる限定免許を持っておられると思うんですが、実際にこれだけの重量、総重量が6トンぐらいの車を運転するというのは大変難しいと思うんですね。私自身も自信ないです。そういう中で、災害時、結局ばたばたしたときに必要な運転員の確保ですね、それと日頃の訓練といいますか、そういったことをどうされるのかというのがちょっと心

配です。2024年の11月以降の新車の登録からは、バックモニターなどは標準装備をされてると理解をしております。バックモニターはあるものの、もう全然後ろが見えない、最長でいきますと7メートル近い車を運転するわけですから、相当な安全対策、また運転技能が、免許はあるといえ、ふだん乗っておられない車ですから、必要ではないかなと思うんですけども、その辺に向けた対応をどのようにされるか教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。では、先ほどの澤田議員の運転員の確保についてどうされるのかという御質問でございますけども、現在、具体的にこちらのほうで検討しているという段階ではございませんけども、議員おっしゃいますように、災害が発生しますとすぐに駆けつける必要がございます。そういった点も含めまして、今後、導入されるまでには運転員をどうやって設けていくのか、配置をしていくのか、そういったことを含めて検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ある方。

10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。ちょっと2点を確認させてください。

このトラックのナンバーは、以前、僕、一般質問でしたと思うんですけど、ほかの質問で、ナンバープレート、神河町を知ってもらうためにというて、ナンバープレートも810、ハートというのを提案させてもらったと思うんですけど、このナンバープレートの番号は810、ハートの番号になるのか。

あと、先ほどトイレのところでエアコンという言葉が出てたんですけど、エアコンがつくのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ナンバーの810番、810の件でございますけども、大変申し訳ございません。そこまでの想定はしておらなかったところでございます。希望ナンバーを取ろうとすると、恐らく余分に費用がかかってこようかと思います。そういったことに対して、国の交付金を活用しておるんですけども、そういったもので対応できるのかどうか、予算内の中でそういったことが可能かどうかについては、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、トイレの2点目のエアコンの件なんですけど、トイレのエアコンがついてございますのは、多目的トイレのみでございます。

以上、木村議員への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。ナンバープレートは前向きに検討し

ていただきたいです。

このエアコンは、多目的のところにつけても、ほかの男子トイレとかは冷えないんですか。冷やそうと思ったら、上に換気口とかつけたら冷えるのかなと思うんですけど、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。換気口についてはついております。ただ、エアコンについては多目的トイレのみということで、よろしくお願いをいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 8 番、小島議員。

○議員（8 番 小島 義次君） 8 番、小島です。今の説明の中で、貯水タンクが 6 8 0 リットル、便槽タンクが 9 6 0 リットル、数字が大分違うんですけれども、これは便槽タンクのほうで約 1, 0 0 0 回と聞きましたけれども、貯水タンクのほうはこれで大丈夫なんでしょうか。それが一つ。

2 つ目は、この処理ですね、いっぱいになった場合、どう処理されるのか、お聞かせください。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。先ほどの小島議員の貯水タンク、それからもう一つ、便槽タンクの件でございますけれども、一応便槽タンク 9 6 0 リットルで貯水タンクが 6 8 0 リットルであれば、災害で 1, 0 0 0 回程度、水の流す量にもよりますし、そういったものも多少は影響してくるかと思うんですけども、落札業者のほうからには、そういったことで、災害ではございますけれども、1, 0 0 0 回程度使用できるというふうに聞いてございます。

以上、小島議員の御質問の……（発言する者あり）

すみません。もう一つ、いっぱいになった場合については、そのまま処理業者のほうに持っていきまして、そこでくみ取りをしていただくというふうなことになります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 8 番、小島議員。

○議員（8 番 小島 義次君） 8 番、小島です。ありがとうございます。

この 1, 0 0 0 回というのは大体日数的に見て、利用される人数によって変わってくると思うんですけども、災害が起きた場合、何日ぐらい持ちこたえられるかということですけども、どうでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） すみません。トイレの回数でございますけれども、大体成人の 1 日の平均の排せつ回数が 1 人 5 回と言われておりますので、1, 0 0 0 回程度を 5 で割った数になろうかというふうに思います。2 0 0 人程度、これは人によってかなりばらつきもあるかと思うんですけども、2 0 0 人程度になろうか

なというふうに思っています。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

5 番、三谷議員。

○議員（5 番 三谷 克巳君） 5 番、三谷です。私、1 点、入札についてお尋ねをしたいんです。

今回、10 社を指名されたと思うんですが、そのうち6 社が辞退されるという状況ですね。この大型トイレカーは全国的にまだ普及していないという状況の中で、それで各業者が何かノウハウがないので今回の入札に参加しなかったのか、昨今の事情で入札は自由ですので参加しなかったのか、その辺の状況について、もしも分析されておりましたら教えていただきたいです。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、三谷議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思うんですが、辞退の理由をお尋ねになったのかなというふうに思うんですけども、辞退の理由につきましては、詳しくこの業者さんがこの理由で断られたということまでは把握をいたしておりませんが、ただ、株式会社モリタが代理店方式を取ってございますので、モリタさんと取引のある業者さんについては、もともとそういう発注できるところがなかったというふうなことは考えられるとは思いますが、具体的に個別に辞退された業者さんに理由を聞いたわけではございませんので、正確な回答という点につきましては、控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

11 番、安部議員。

○議員（11 番 安部 重助君） 11 番、安部です。この件について、3,410 万円で購入されるわけなんですけれども、今後、利用するためにはやはり管理費が要するというんです。年間の管理費、または定期的に6 か月点検とかいう管理費が発生するというんですけども、これはどの程度の金額を見ておられるのかお聞きします。

それと、もう1 点は、管理するわけなんですけれども、これ、役場の職員の方がこれを管理するというのは大変難しいんじゃないかと思います。そうすれば、やはり業者さんをお願いしていかんあかんということになります。かなりこういうトイレ器具等についてはシビアな部分がありますので、その辺のともしっかりと確認しておかなければ、今後、運転または利用するために非常に支障を来す場合もございますので、確認をお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。安部議員の御質問にそれではお答えしたいと思います。

管理費の件についての御質問だったと思うんですけども、管理費につきましては、お

おむね今、こちらで把握しておりますのが、車両の共済掛金が毎年7万8,830円程度、これ予算化しておりますけども、こちらがかかってくる。また、あるいはガソリン代、走らせますと燃料代がかかってくるというふうに思っております。そのほかにつきましては、車検ごとに自賠責保険料でございますとか、自動車重量税等がかかってくると思うんですけども、ランニングコストについては、それぞれ適切な時期に予算化をしていきたいというふうに思っております。

以上で安部議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 管理方法は。

藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 管理方法の御質問にお答えするのを忘れておりました。大変申し訳ございません。

管理方法につきましては、まず、車庫の件でございますけども、納入する車庫については、当面、役場の庁舎裏の車庫を予定しております。それから、今現在、神崎公民館、体育センターの跡地に防災公園を設置をしようとしておりますけども、それができた暁には、そちらの防災倉庫のほうに保管するということにしております。

いろいろ経費かかるかと思うんですけども、現在のところ、きちっとしたどれぐらい年間の経費が要るかというところまでについては試算はしておりませんけども、最低限その都度その都度予算化をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 11番、安部議員。

○議員（11番 安部 重助君） 11番、安部です。今、私の聞いたのが、ちょっと聞き方が悪かったのかも分かりませんが、これ大変シビアな機械なので、我々言うたらおかしいけど、役場の職員自体が点検とかメンテをしていくということは非常に難しいんじゃないかと思います。そういうものを購入業者さんにお任せするのかどうか、その辺のところを聞きたかったわけです。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） すみません。トイレの日常点検ということでございますけども、これについても落札業者さんと今後協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。3回目です。

これ、入札の金額は3,138万ぐらいなんですけど、本体とトイレと、あとそのほかの、多分ラッピングすると言われていましたけど、その金額割合を教えてください。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。きちっとした数字ではないかと思うんですが、業者のほうからこのたび入札に当たって見積りを徴したところでいいますと、大型トイレカー本体の艀装等でございますけども、2,850万、それから、登録の費用として陸送費、あと税関係等でございますけども、55万7,000円、オプションといたしまして、ラッピングが150万、エアコンが38万、スタッドレスタイヤが30万、カーナビゲーションが150万というような見積りをいただいておりますのでございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。再開を3時5分とします。

午後2時55分休憩

午後3時05分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第14 第47号議案

○議長（栗原 廣哉君） 休憩中に町長から第47号議案が提出されました。

お諮りします。お手元に配付しております議事日程第1号の追加2を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議事日程第1号の追加2を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

これより議事日程第1号の追加2に入ります。

追加日程第14、第47号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松岡議員の退席を求めます。

〔3番 松岡宣彦君退場〕

○議長（栗原 廣哉君） 事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第４７号議案 神河町監査委員の選任の件
.....

○議長（栗原 廣哉君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第４７号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。

議会議員選出の監査委員としてお世話になりました吉岡嘉宏氏の任期満了に伴い、新たに議会議員選出の監査委員として松岡宣彦氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第４７号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第４７号議案は、原案のとおり同意することに決定します。

ここで暫時休憩します。

午後３時０８分休憩

.....
午後３時０９分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

議事日程第１号の追加２の審議が終了しましたので、議事日程第１号の追加１に戻ります。

.....
追加日程第１３ 各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出について

○議長（栗原 廣哉君） 追加日程第１３、各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調

査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第129回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時11分閉会

議長挨拶

○議長（栗原 廣哉君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、4月19日の選挙後初めての臨時会が開催され、新議員3名、元議員1名を加え、新体制での初議会となりました。二元代表制の一翼を担う議会として、町政のチェックはもちろんですが、地域経済の回復や住民福祉の向上を目指し、全力で取り組んでまいりますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たりお礼を申し上げます。

本日は、議長からの御挨拶もありましたとおり、選挙後初の臨時会ということで招集させていただきました。

議会におかれましては、栗原議長、安部副議長をはじめとする各役員の選出、各委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事柄を決定されました。このたび新たに就任されました正副議長をはじめ、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町」神河町の実現に向けて、最大の課題である人口減少を克服し、いつの時代も世代交代が繰り返される持続可能な神河町づくりに強力に、かつスピーディーに推進していくためにも、格別の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日提案させていただきました案件全てにつきましても、真摯な御論議、御助言の中、承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

私どもといたしまして、今後の町政運営に当たりましては、新たな体制で臨めます議会との連携を十分に保ちながら、組織のチームワークをキーワードに全力で取り組む決意でございます。

終わりになりますが、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては、今後とも健康には十分御留意いただきまして、町政発展のため、引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 1 4 分
